

青森県報

第八百八十号

令和七年
二月二十五日
(火曜日)

目次

告 示

○児童福祉法による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の
辞退……………
（生活習慣病・生活策課）…

○児童福祉法による小児慢性特定疾病医療機関の指定……………
（同）…

○飼料の試験の結果の概要……………
（畜産課）…

出先機関

○土地改良区の役員の退任……………
（東青地域）…
（県民局）…

告 示

青森県告示第九十四号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十九条の十五の規定により、次の指定小児慢性特定疾病医療機関がその指定を辞退したため、同法第十九条の十九第三号の規定により公示する。

令和七年二月二十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名 称 所在地 指定辞退年月日

アイン薬局十和田店

こみなと薬局

十和田市西十二番町一の一五

東津軽郡平内町大字小湊字愛宕八二の一

令和
六・二・三〇

六・三・一

青森県告示第九十五号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の二第二項の規定により、小児慢性特定疾病医療機関を次のとおり指定したので、同法第十九条の十九第一号の規定により公示する。

令和七年二月二十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ファーマライズ薬局こみなと店	東津軽郡平内町大字小湊字愛宕八二の一	令和 六・三・二
訪問看護ステーションマスター	五所川原市新町四一	七・一・三

青森県告示第九十六号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十六条第一項の規定により令和六年十一月八日、同年十二月六日及び同月十一日収去させた飼料の試験の結果の概要は、次のとおりであるため、同条第七項の規定により公表する。

令和七年二月二十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

製造事業場等の 名称及び所在地	収去場所	飼 料 の 名 称	製 造 (輸 入) 年 月	試 験 項 目	違反の有無及び 違反の内容
JA全農くみあい飼料株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24の7	同左	くみあい配合飼料 繁殖かあーちゃん	6.10	粗たん白質、粗脂肪、 粗繊維、粗灰分、 カルシウム、リン、 TDN、水分	無
JA全農くみあい飼料株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24の7	同左	くみあい配合飼料 新胡四玉3号	6.10	粗たん白質、粗脂肪、 粗繊維、粗灰分、 カルシウム、リン、 TDN、水分	無
JA全農くみあい飼料株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24の7	同左	くみあい配合飼料 たまご工房DX	6.10	粗たん白質、粗脂肪、 粗繊維、粗灰分、 カルシウム、リン、 ME、水分	無
みちのく飼料株式会社 八戸市大字河原木字海岸24の9	同左	日清丸紅印 肉牛用配合飼料 マヤイカルト和牛	6.12	粗たん白質、粗脂肪、 粗繊維、粗灰分、 カルシウム、リン、 TDN、水分	無
みらい飼料株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24の6	同左	ITOCCHU クレストG	6.12	粗たん白質、粗脂肪、 粗繊維、粗灰分、 カルシウム、リン、 ME、水分	無
みらい飼料株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24の6	同左	ITOCCHU ハイピュアクレーシング	6.12	粗たん白質、粗脂肪、 粗繊維、粗灰分、 カルシウム、リン、 TDN、水分	無
みらい飼料株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24の6	同左	IC あべはん仕上	6.12	粗たん白質、粗脂肪、 粗繊維、粗灰分、 カルシウム、リン、 ME、水分	無

出 先 機 関

土地改良区の役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、浪岡川土地改良区から、次のとおり役員の退任の届出があったので、同条第十八項の規定により公告する。

令和七年二月二十五日

東青地域県民局長 上 沢 謙 一

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退任の年月日
理 事	西塚 育英	青森市浪岡大字女鹿沢字西種本六の一	令和七・二・六

<p>(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青 森 県</p>	<p>(印刷所・販売人) 青森市第二問屋町三丁目一番七七号 東奥印刷株式会社</p>
<p>毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十八円九十銭</p>	